

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約(自動通話録音機)	No.5200073
工（納）期	令和 6 年 5 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	3, 4 1 0, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社レッツ・コーポレーション (法人番号：9180001041942)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	消耗品購入契約(自動通話録音機)
要件設定	名 称 株式会社レッツ・コーポレーション 所在地 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目6番10号 代表者 後藤 公
要件設定 の考え方	本件は、特殊詐欺被害を防止するため、65歳以上の方が居住する世帯へ無償貸与する自動通話録音機の購入契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、購入製品を指定するとともに、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 【製品指定について】 上記業者の製品は他社の製品よりもFAX機能付電話機及びナンバーディスプレイ機能付電話機との相性が良く、漏れなく各家庭に設置することができるため、特殊詐欺対策を行う上で有効であり、製品指定は妥当であると考えられる。 【相手方指定について】 今回、警告音声を区独自の音声に書き換えた上で設置する予定だが、書き換えについては製造元でしか行うことができないため、当相手方指定は妥当であると考えられる。 以上のことから、購入製品を指定の上、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)